

トラブル解決編(第3回) 議案書の記載事項だけでは判断できません。

Q 総会議案書の議案（新年度の事業計画案）に、（一）管理組合の体制強化。（二）規約、諸規定の整備と改正。のみの記載となっています。

この議案では、どのように体制強化されるのか、規約等がどのように改正されようとしているのかが全くわからず、議案に賛成してよいかどうかが判断できません。

議案書の記載にあたっては要件はないのでしょうか？



A 管理規約によって議案の要領を通知しなければならないとされている項目には、1 規約の制定、変更または廃止、2 敷地及び共用部分等の変更などが規定されているものと思われます。

ご質問のケースで考えると、（一）は規約の規定には制限されませんが（二）は議案記載事項の規約上の規定によらなければならぬのではないかと思われます。

マンションの総会では、書面議決権行使や委任状によって出席とみなされるのが一般的です。そのことからすると、何かの事情で出席できない組合員が、議案書を見て書面議決で賛否を判断できる、または委任するかどうかの判断ができる程度の記載は必要ではないかと思われます。

したがって、理事会（議案作成者）には、規約上の規定の有無に関わらず、議案に対して賛否の判断ができる程度の要領を記載することが求められます。

また、議案の内容がわからないままであっても、委任状（議長へ委任）の提出をした場合は、議案に賛成の意思表示と扱いますので、不明な点や質問がある場合には総会へ積極的に出席することが望されます。

質問者のケースに限らず、管理組合の総会にはできるだけ出席することをお勧めします。

回答者：広島県マンション管理組合連合会